

令和 8 年度
(第 6 7 回)

事業計画書及び収支予算書

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 宮崎県農業振興公社

目 次

【事業計画】

第1	事業の方針	1
第2	役職員配置計画	2
第3	事業計画の内容	3
1	農地部門	3
2	担い手支援部門	5
3	畜産施設部門	8

【収支予算】

第4	正味財産増減予算	9
	正味財産増減予算案書	10
	正味財産増減予算案書内訳表	13

【附属資料】

第5	公益目的事業の種類及び内容 (当該事業年度開始の日における認定法第7条第1項 第3項に掲げる事項を記載した書類)	16
----	--	----

第1 事業の方針

当社は、昭和35年に農地の開発やほ場の整備を進め労働生産力の向上を図ることを目的として設立され、以来、本県の農業の構造改革と農業経営の安定向上並びに農業担い手の確保・育成に取り組み、更に環境に配慮した高能率な畜産経営に資する畜産公共事業を行う等、本県の農業振興を具現化するための様々な公益事業を担ってまいりました。

近年では、耕作放棄地の解消など、その役割は多岐にわたり、重要性はますます高まっております。

しかしながら、本県の農業は、農業従事者の減少・高齢化とこれに伴う遊休農地の増加や農地の減少、また、人口減少社会到来による国内市場の縮小などの構造的な課題に加えて、特に、昨今では燃油・飼料・肥料等の価格高騰など、農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況であります。

このような中、今後も次の3つの事業について、県、市町村、関係機関・団体並びに農業関係者と連携を密にして、今年度も事業の円滑な推進に取り組んでまいります。

- 1 担い手への農地の集積・集約化
- 2 担い手の確保・育成
- 3 畜産経営強化のための生産基盤整備の推進

第2 役職員配置計画

1 役員

(表-1)

区 分	人 員	摘 要
理 事 長	1	常勤
副 理 事 長	1	常勤
理 事	11	非常勤
監 事	2	非常勤
計	15	

2 職員

(表-2)

区 分	事 務	技 術	計	摘 要
事 務 局 長	1		1	
総 務 企 画 課	3		3	県派遣職員1名
農地貸借支援課	1	3	4	県派遣職員3名
農地売買支援課	1	1	2	
担い手支援課		1	1	県派遣職員1名
就農・承継支援課		2	2	県派遣職員1名
農業基盤整備課		3	3	県派遣職員1名
計	6	10	16	県派遣職員7名

(注)区分欄の課名については、組織規程改正後の名称による

3 その他 契約職員 38名

第3 事業計画の内容

1 農地部門

担い手への農地の集積・集約を進めることにより、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化・高度化を図るため、県や市町村、農業関係団体との密接な連携のもと、農地中間管理事業等による農地の貸借や売買を実施します。

(1) 農地中間管理事業（事業費 1,105,282 千円、うち農地借受費 840,000 千円）

市町村やJAなどの関係機関で構成する地域推進チームにおいて、普及啓発、事業推進を行い、県が行う農地整備事業等とも合わせながら農地の貸借に取り組みます。

(表-3)

区 分	8年度計画		7年度計画		7年度実績見込		
	筆数	面積 (ha)	筆数	面積 (ha)	筆数	面積 (ha)	
前年度末保有量 (借受)	110,010	13,942	94,243	11,840	94,243	11,840	
当 年 度	出し手からの 新規借受	24,000	3,000	24,000	3,000	24,149	3,138
	受け手への 転貸	25,280	3,160	26,400	3,300	27,286	3,596
	うち新規 転貸	24,000	3,000	24,000	3,000	24,149	3,138
	うち再転 貸	1,280	160	2,400	300	3,137	458
	出し手の 解約等	—	—	—	—	8,382	1,036
当年度末保有量 (借受)	134,010	16,942	94,243	14,840	110,010	13,942	

注) 令和8年度計画の新規借受計画及び新規転貸面積は、宮崎県農地集積・集約化推進運営本部会議が定める事業取組方針の機構取扱面積目標(3,000ha)。

(2) 農地売買等事業（特例事業）（事業費 797,070千円）

即売りタイプをはじめ、一時貸付タイプや分割払いタイプにより、担い手や新規就農者等の農地取得に係る初期負担の軽減を図るなど、農家の資金計画に沿った農地の売買に取り組みます。

また、長期保有地については、本年8月の売り渡しに向けて手続きを進めます。

(表-4) 支援事業（補助事業）

(単位：件、ha、千円)

区分	8年度計画				7年度計画				7年度実績見込				
	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	
前年度末保有量	132		48.7	207,515	160		60.4	268,225	162		60.5	268,785	
当年度	買入	600		180.0	630,000	947		276.0	842,000	337		106.6	318,652
	返還農地	0		0.0	0	0		0.0	0	1		0.4	1,159
	売渡	570	470	160.0	540,000	922	918	260.1	764,349	366	301	118.1	379,075
	返還農地売渡	0		0.0	0	0		0.0	0	1	1	0.4	1,159
	他用地振替	0		0.0	0	0		0.0	0	1		0.3	848
当年度末保有量	162		68.6	297,515	185		76.3	345,876	132		48.7	207,515	

※ 旧件数は買入時の件数、新件数は売渡時の件数

※ 当年度末保有量は端数処理の関係で計算と一致しないものがある

(表-5) 一般事業（非補助事業）

(単位：件、ha、千円)

区分	8年度計画				7年度計画				7年度実績見込				
	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	
前年度末保有量	0		0.0	0	0		0.0	0	0		0.0	0	
当年度	買入	180		43.0	153,000	154		36.0	157,000	113		31.8	97,147
	売渡	180	170	43.0	153,000	154	154	36.0	157,000	113	104	31.8	97,147
当年度末保有量	0		0.0	0	0		0.0	0	0		0.0	0	

※ 旧件数は買入時の件数、新件数は売渡時の件数

(表-6) 長期保有地の処理状況

(単位：件、ha、千円)

区分	8年度計画				7年度計画				7年度実績見込				
	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	旧件数	新件数	面積	買入価格	
前年度末保有量	1		0.3	848	-	-	-	-	0	0	0.0	0	
当年度	買入	0		0.0	0	-	-	-	-	1		0.3	848
	売渡	1	1	0.3	848	-	-	-	-	0	0	0.0	0
当年度末保有量	0		0.0	0	-	-	-	-	1		0.3	848	

※ 旧件数は買入時の件数、新件数は売渡時の件数

2 担い手支援部門

担い手の確保や就農を円滑に進めるため、「宮崎県新規就農相談センター」の総合窓口として県内外での就農相談活動を実施します。

また、担い手の確保・育成を図るため、「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」等や「宮崎県農業担い手確保・育成基金事業」により、効果的な支援を実施します。

(1) 就農支援対策事業

ア 新規就農者育成支援強化事業、新規就農相談支援事業（事業費 11,663千円）

新規就農者を確保・育成するため、就農相談員を設置し、県内外の新規就農希望者に対する相談活動を実施するとともに、農業体験、就農前の研修実施に係る支援や農業法人等への就農紹介等の活動を実施します。

(ア) 就農相談会

(表-7)

区 分	場 所	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
県内相談会 3回				
①県立農大就職相談会	県立農大	1回	1回	1回
②自衛隊就職説明会	シーガイア	1回	1回	1回
③就農応援相談会	JA・AZM	1回	1回	1回

(表-8)

区 分	場 所	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
県外相談会 8回				
①全国新規就農相談会 (新・農業人フェア)	東京都	2回	2回	2回
	大阪府	1回	1回	1回
②マイナビFEST	東京都	1回	2回	2回
	大阪府	1回	2回	1回
	福岡県	1回	一回	1回
③移住相談会	東京都	1回	1回	1回
	大阪府	1回	1回	1回
	福岡県	一回	1回	0回

(イ) 就農相談見込み件数

(表-9)

(R8.2月末現在)

区 分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
相 談 者	510件	510件	510件
県 内 在 住	360件	380件	356件
県 外 在 住	150件	130件	154件

(ウ) 農業体験講座

(表-10)

区 分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
農作業体験・先進農家視察等	1回	1回	1回

イ 新規就農者確保総合対策事業（就農準備資金）（事業費 105,000千円）

就農に向けた技術・経営能力習得を支援するため、研修期間中の研修生に対して就農準備資金を交付するとともに、関係機関・団体と連携し交付対象者の情報共有を行います。

また、研修中及び就農後の状況について現地調査を実施し、助言等を行います。

（表－11）

対象者	8年度計画		7年度計画		7年度実績見込	
交付対象者	40人		73人		45人	
新規	30人	49,500千円	50人	74,600千円	25人	36,375千円
継続	10人	16,500千円	23人	29,000千円	20人	24,875千円
研修状況報告に基づく 現地調査	72人		101人		103人	
就農状況報告に基づく 現地調査	136人		153人		163人	

※支援額 13.75万円／月・人、最長2年間

ウ 農業承継推進強化事業（事業費 15,000千円）

農業経営承継に対する周知を図るため、事業承継の専門家や税理士を活用した研修会や相談会を各地域で開催します。

また、農業経営資源の利活用を促進するため、空き施設の調査把握と資産評価システムを活用した中古ハウスの価格査定を実施します。

（表－12）

区分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
農の承継推進大会（県域研修会）	1回	—	1回
専門家による研修会（地域向け研修会）	4回	3回	3回
県内土業向け研修会	1回	—	—回
専門家による相談会	15回	5回	13回
中古ハウス等査定件数	20件(戸)20棟	10件	21件(戸)39棟

エ 雇用体制強化支援事業（事業費 11,120千円）

農業生産法人等の労働力確保の促進や定着率の向上を図るため、「雇用人材確保・定着支援コーディネーター」を配置し、地域の関係機関が行う人材の掘り起こしやマッチング等就農促進の取組を支援します。

（表－13）

区分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
法人巡回件数	360件	360件	246件

オ 農業経営・就農支援体制整備事業（事業費 12,452千円）

農業経営の法人化や経営継承などに関する課題解決を支援するため、税理士などの専門家の派遣を実施します。

（表－14）

区 分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
専門家の派遣	30件	30件	14件

（2）宮崎県農業担い手確保・育成基金事業

（事業費17,500千円 うち助成金15,000千円）

就農前の研修から就農・定着に至るまで体系的に支援を行い、新規就農者の確保・育成に取り組みます。

（表－15）

区 分	8年度計画	7年度計画	7年度実績見込
	145件 15,000千円	53件 15,000千円	125件 12,641千円
ア 新規就農支援研修生助成事業 新たな担い手の就農促進を図るため、みやざき農業実践塾、JA出資法人や農業法人等において研修を受講する新規参入者等で、国の事業（就農準備資金）の対象とならない者を対象に研修経費を助成する事業。	5件	5件	0件
イ 先進農業研修資質向上支援事業 地域農業を牽引する担い手の育成を図るため、国内外の新しい知識や技術導入を目的とした、技術研修や視察研修を行う、資質向上への意欲の高い農業青年に対して、研修経費を助成。	10件	3件	8件 (1,379千円)
ウ 新規就農者初期経営安定支援事業 就農初期の経営安定を支援することで、担い手の定着を図るため、新規就農者に対して農地、施設、農業機械の賃借料を助成。	110件	35件	101件 (10,462千円)
エ 新規就農者支援アグリファミリー設置事業 新規就農者の経営安定、早期定着による地域農業の担い手の育成を図るため、地域の模範として優れた経営を実践している農業者（アグリファミリー）が行う新規就農者への指導者に対して助成。	20件	10件	16件 (800千円)
オ 特認事業 理事長が必要と認める事業に助成	—	—	0件

3 畜産施設部門

飼料自給率の向上と飼料畑及び放牧地を循環利用した畜産経営や環境に配慮した生産性の高い安定した畜産経営の確立を図るため、県、市町村との連携のもと、畜産公共事業を実施します。

(1) 畜産担い手育成総合整備事業 (事業費 175,729千円)

飼料畑の造成及び整備改良等を実施し、畜産主産地での畜産担い手の育成に取り組みます。

(表-16)

地区名	市町村名	8年度事業計画	7年度事業計画	7年度実績見込
西諸第二 (R1～R7)	小林市 えびの市 高原町	—	家畜保護施設等 (乳牛舎) 1箇所 放牧用林地 整備 5.60ha	家畜保護施設等 (乳牛舎) 1箇所 飼料庫 1棟
東臼杵 (R3～R8)	日向市 門川町	放牧用林地整備 2.10ha	飼料畑造成・ 整備改良等 5.40ha	飼料畑造成・ 整備改良等 2.99ha
児湯 (R5～R9)	新富町 高鍋町 川南町	放牧用林地整備 0.45ha 飼料畑造成・ 整備改良等 8.82ha	飼料畑造成・ 整備改良等 2.56ha 家畜保護施設等 (乳牛舎) 1箇所	飼料畑造成・ 整備改良等 2.29ha

(2) 畜産公共事業造成施設等巡回指導 (フォローアップ巡回指導)

これまで畜産公共事業で造成した施設(牛舎・堆肥舎・飼料庫等)の利用状況や維持管理状況を把握するとともに、施設等が事業の趣旨に即した適正な維持管理が行われ地域畜産振興に資するよう県及び関係市町と連携し巡回指導を行います。

(表-17)

区分	8年度事業計画	7年度事業計画	7年度実績見込
場 所	宮崎市(2)、日南市(1) 都城市(3)、高原町(1) 新富町(3)	—	宮崎市(4)、国富町(2) 日南市(3)、都城市(3) 三股町(1)、高原町(3) 西都市(1)、新富町(1) 木城町(1)、川南町(1)
箇所数	10箇所	20箇所	20箇所

第4 正味財産増減予算

令和8年度

正味財産増減予算案書

正味財産増減予算案書内訳表

正味財産増減予算案書

法人全体

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[6,714,621]	[2,655,843]	[4,058,778]
特定資産受取利息	(754,621)	(735,843)	(18,778)
受取出資金引当資産受取利息	725,905	720,000	5,905
退職給付引当資産受取利息	23,728	7,765	15,963
貸倒引当資産受取利息	4,988	8,078	△ 3,090
特定資産運用益振替額	(5,960,000)	(1,920,000)	(4,040,000)
担い手確保育成事業運用益振替額	5,960,000	1,920,000	4,040,000
事業収益	[1,570,089,650]	[1,792,740,500]	[△ 222,650,850]
用地売却等収益	(709,199,150)	(939,996,500)	(△ 230,797,350)
用地売却収益	53,050,150	65,538,600	△ 12,488,450
用地割賦売却収益	12,000,000	12,000,000	0
用地売却収益(即売 支援 - 補助)	477,025,000	686,810,900	△ 209,785,900
用地売却収益(即売 一般 - 非補助)	153,226,000	157,000,000	△ 3,774,000
用地売却諸経費収益	13,898,000	18,647,000	△ 4,749,000
用地貸付等収益	(840,000,000)	(830,000,000)	(10,000,000)
用地貸付収益	840,000,000	830,000,000	10,000,000
用地一時貸付収益	(1,638,000)	(2,019,000)	(△ 381,000)
用地一時貸付収益	1,638,000	2,019,000	△ 381,000
用地手数料収益	(18,380,000)	(20,725,000)	(△ 2,345,000)
用地買入手数料収益	18,380,000	20,725,000	△ 2,345,000
長期保有用地売却等収益	(872,500)	(0)	(872,500)
用地売却収益	847,500	0	847,500
用地売却諸経費収益	25,000	0	25,000
受取補助金	[604,673,906]	[839,255,904]	[△ 234,581,998]
受取県補助金	(603,819,000)	(837,415,000)	(△ 233,596,000)
受取補助金	603,819,000	837,415,000	△ 233,596,000
受取補助金振替額	854,906	1,840,904	△ 985,998
受取負担金	[47,546,500]	[295,382,640]	[△ 247,836,140]
受取市町村負担金	47,546,500	295,382,640	△ 247,836,140
受取受託料	[38,572,000]	[33,000,000]	[5,572,000]
受取県受託料	38,572,000	33,000,000	5,572,000
受取寄付金	[13,400,000]	[16,200,000]	[△ 2,800,000]
受取寄付金振替額	13,400,000	16,200,000	△ 2,800,000
雑収益	[780,155]	[780,155]	[0]
有価証券運用益	480,000	780,155	△ 300,155
受取利息	300,155	0	300,155
引当金戻入額	[6,407,353]	[7,143,132]	[△ 735,779]
賞与引当金戻入額	6,407,353	7,143,132	△ 735,779
経常収益計	2,288,184,185	2,987,158,174	△ 698,973,989
(2) 経常費用			
事業費	[2,279,003,879]	[2,962,950,069]	[△ 683,946,190]
用地売却等原価	(695,301,150)	(921,349,500)	(△ 226,048,350)
用地売却原価(特例事業)	53,050,150	65,538,600	△ 12,488,450
用地割賦売却原価(特例事業)	12,000,000	12,000,000	0
用地売却原価(即売 支援 - 補助)	477,025,000	686,810,900	△ 209,785,900
用地売却原価(即売 一般 - 非補助)	153,226,000	157,000,000	△ 3,774,000
用地貸付等原価	(840,000,000)	(830,000,000)	(10,000,000)
用地貸付原価	839,929,750	829,929,750	10,000,000
用地貸付原価(供託金)	70,250	70,250	0
長期保有用地売却等原価	(847,500)	(0)	(847,500)
用地売却原価	847,500	0	847,500
外注費	(166,546,000)	(609,468,000)	(△ 442,922,000)
外注工事費	165,761,000	593,468,000	△ 427,707,000
設計等委託費	785,000	16,000,000	△ 15,215,000

正味財産増減予算案書

法人全体

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
支払助成金	109,900,000	113,300,000	△ 3,400,000
業務費	(466,394,229)	(488,832,569)	(△ 22,438,340)
役員報酬	10,309,000	9,855,000	454,000
給与手当	71,347,120	67,931,000	3,416,120
賞与引当金繰入額	6,167,004	6,884,778	△ 717,774
臨時雇賃金	100,898,000	104,686,000	△ 3,788,000
退職給付費用	2,478,760	1,805,531	673,229
福利厚生費	1,199,600	1,619,000	△ 419,400
法定福利費	34,251,950	36,041,000	△ 1,789,050
会議費	1,198,000	1,320,000	△ 122,000
広告宣伝費	650,000	800,000	△ 150,000
地代家賃	2,735,706	4,185,000	△ 1,449,294
旅費交通費	7,457,000	8,774,000	△ 1,317,000
通信運搬費	7,215,000	10,701,000	△ 3,486,000
消耗備品費	100,000	2,250,000	△ 2,150,000
消耗品費	3,526,204	4,073,000	△ 546,796
減価償却費	7,696,885	9,583,700	△ 1,886,815
修繕費	205,000	1,500,000	△ 1,295,000
印刷製本費	1,113,000	1,325,000	△ 212,000
車輛管理費	3,705,000	3,449,920	255,080
車輛燃料費	1,363,000	1,365,000	△ 2,000
図書費	435,000	677,000	△ 242,000
光熱水料費	2,904,000	2,406,000	498,000
支払手数料	6,334,000	6,264,000	70,000
賃借料	9,782,000	11,677,000	△ 1,895,000
保険料	1,000,000	1,000,000	0
諸謝金	5,592,000	3,212,000	2,380,000
租税公課	5,244,000	6,415,000	△ 1,171,000
支払負担金	720,000	950,000	△ 230,000
委託費	170,229,000	176,795,000	△ 6,566,000
研修費	110,000	800,000	△ 690,000
雑費	428,000	487,640	△ 59,640
貸倒引当金繰入額	15,000	0	15,000
管理費	[5,025,955]	[7,064,354]	[△ 2,038,399]
人件費	(4,479,786)	(5,032,354)	(△ 552,568)
役員報酬	2,166,000	2,215,000	△ 49,000
給与手当	1,095,000	1,085,000	10,000
賞与引当金繰入額	240,349	258,354	△ 18,005
臨時雇賃金	324,953	700,000	△ 375,047
福利厚生費	45,300	37,000	8,300
法定福利費	608,184	737,000	△ 128,816
その他管理費	(546,169)	(2,032,000)	(△ 1,485,831)
会議費	50,000	150,000	△ 100,000
地代家賃	44,621	50,000	△ 5,379
旅費交通費	135,000	150,000	△ 15,000
通信運搬費	127,000	100,000	27,000
消耗備品費	0	100,000	△ 100,000
消耗品費	13,642	150,000	△ 136,358
減価償却費	99,606	250,000	△ 150,394
修繕費	1,000	200,000	△ 199,000
印刷製本費	300	20,000	△ 19,700
図書費	2,000	20,000	△ 18,000
光熱水料費	19,000	150,000	△ 131,000
支払手数料	1,000	20,000	△ 19,000
賃借料	6,000	150,000	△ 144,000
諸謝金	0	30,000	△ 30,000

正味財産増減予算案書

法人全体

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
租税公課	0	150,000	△ 150,000
委託費	23,000	150,000	△ 127,000
研修費	24,000	100,000	△ 76,000
雑費	0	92,000	△ 92,000
経常費用計	2,284,029,834	2,970,014,423	△ 685,984,589
当期経常増減額	4,154,351	17,143,751	△ 12,989,400
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
受取補助金	[0]	[4,334,637]	[△ 4,334,637]
受取補助金振替額	0	4,334,637	△ 4,334,637
経常外収益計	0	4,334,637	△ 4,334,637
(2) 経常外費用			
返還金	[0]	[4,334,637]	[△ 4,334,637]
受取補助金返還金	0	4,334,637	△ 4,334,637
経常外費用計	0	4,334,637	△ 4,334,637
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,154,351	17,143,751	△ 12,989,400
一般正味財産期首残高	137,051,332	134,274,982	2,776,350
一般正味財産期末残高	141,205,683	151,418,733	△ 10,213,050
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	[0]	[5,610,000]	[△ 5,610,000]
受取県補助金	(0)	(5,610,000)	(△ 5,610,000)
受取補助金	0	5,610,000	△ 5,610,000
特定資産運用益	[7,942,442]	[2,370,231]	[5,572,211]
特定資産受取利息	(7,942,442)	(2,370,231)	(5,572,211)
受取出資金引当資産受取利息	450,231	450,231	0
担い手確保育成基金引当資産受取利息	7,492,211	1,920,000	5,572,211
一般正味財産への振替額	[△ 20,214,906]	[△ 24,295,541]	[4,080,635]
一般正味財産への振替額	△ 20,214,906	△ 24,295,541	4,080,635
当期指定正味財産増減額	△ 12,272,464	△ 16,315,310	4,042,846
指定正味財産期首残高	742,148,846	836,631,383	△ 94,482,537
指定正味財産期末残高	729,876,382	820,316,073	△ 90,439,691
III 正味財産期末残高	871,082,065	971,734,806	△ 100,652,741

正味財産増減予算案書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[4,176,988]	[2,537,633]	[6,714,621]
特定資産受取利息	(4,988)	(749,633)	(754,621)
受取出資金引当資産受取利息	0	725,905	725,905
退職給付引当資産受取利息	0	23,728	23,728
貸倒引当資産受取利息	4,988	0	4,988
特定資産運用益振替額	(4,172,000)	(1,788,000)	(5,960,000)
担い手確保育成事業運用益振替額	4,172,000	1,788,000	5,960,000
事業収益	[1,567,875,250]	[2,214,400]	[1,570,089,650]
用地売却等収益	(708,871,950)	(327,200)	(709,199,150)
用地売却収益	53,050,150	0	53,050,150
用地割賦売却収益	12,000,000	0	12,000,000
用地売却収益(即売 支援 - 補助)	477,025,000	0	477,025,000
用地売却収益(即売 一般 - 非補助)	153,226,000	0	153,226,000
用地売却諸経費収益	13,570,800	327,200	13,898,000
用地貸付等収益	(840,000,000)	(0)	(840,000,000)
用地貸付収益	840,000,000	0	840,000,000
用地一時貸付収益	(982,800)	(655,200)	(1,638,000)
用地一時貸付収益	982,800	655,200	1,638,000
用地手数料収益	(17,148,000)	(1,232,000)	(18,380,000)
用地買入手数料収益	17,148,000	1,232,000	18,380,000
長期保有用地売却等収益	(872,500)	(0)	(872,500)
用地売却収益	847,500	0	847,500
用地売却諸経費収益	25,000	0	25,000
受取補助金	[600,408,906]	[4,265,000]	[604,673,906]
受取県補助金	(599,554,000)	(4,265,000)	(603,819,000)
受取補助金	599,554,000	4,265,000	603,819,000
受取補助金振替額	854,906	0	854,906
受取負担金	[47,048,500]	[498,000]	[47,546,500]
受取市町村負担金	47,048,500	498,000	47,546,500
受取受託料	[38,572,000]	[0]	[38,572,000]
受取県受託料	38,572,000	0	38,572,000
受取寄付金	[9,380,000]	[4,020,000]	[13,400,000]
受取寄付金振替額	9,380,000	4,020,000	13,400,000
雑収益	[780,155]	[0]	[780,155]
有価証券運用益	480,000	0	480,000
受取利息	300,155	0	300,155
引当金戻入額	[6,167,004]	[240,349]	[6,407,353]
賞与引当金戻入額	6,167,004	240,349	6,407,353
経常収益計	2,275,231,843	13,775,382	2,289,007,225
(2) 経常費用			
事業費	[2,279,003,879]	[0]	[2,279,003,879]
用地売却等原価	(695,301,150)	(0)	(695,301,150)
用地売却原価(特例事業)	53,050,150	0	53,050,150
用地割賦売却原価(特例事業)	12,000,000	0	12,000,000
用地売却原価(即売 支援 - 補助)	477,025,000	0	477,025,000
用地売却原価(即売 一般 - 非補助)	153,226,000	0	153,226,000
用地貸付等原価	(840,000,000)	(0)	(840,000,000)
用地貸付原価	839,929,750	0	839,929,750
用地貸付原価(供託金)	70,250	0	70,250
長期保有用地売却等原価	(847,500)	(0)	(847,500)
用地売却原価	847,500	0	847,500
外注費	(166,546,000)	(0)	(166,546,000)
外注工事費	165,761,000	0	165,761,000
設計等委託費	785,000	0	785,000
支払助成金	109,900,000	0	109,900,000
業務費	(466,394,229)	(0)	(466,394,229)
役員報酬	10,309,000	0	10,309,000
給与手当	71,347,120	0	71,347,120
賞与引当金繰入額	6,167,004	0	6,167,004
臨時雇賃金	100,898,000	0	100,898,000
退職給付費用	2,478,760	0	2,478,760
福利厚生費	1,199,600	0	1,199,600
法定福利費	34,251,950	0	34,251,950

正味財産増減予算案書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
会議費	1,198,000	0	1,198,000
広告宣伝費	650,000	0	650,000
地代家賃	2,735,706	0	2,735,706
旅費交通費	7,457,000	0	7,457,000
通信運搬費	7,215,000	0	7,215,000
消耗備品費	100,000	0	100,000
消耗品費	3,526,204	0	3,526,204
減価償却費	7,696,885	0	7,696,885
修繕費	205,000	0	205,000
印刷製本費	1,113,000	0	1,113,000
車輛管理費	3,705,000	0	3,705,000
車輛燃料費	1,363,000	0	1,363,000
図書費	435,000	0	435,000
光熱水料費	2,904,000	0	2,904,000
支払手数料	6,334,000	0	6,334,000
賃借料	9,782,000	0	9,782,000
保険料	1,000,000	0	1,000,000
諸謝金	5,592,000	0	5,592,000
租税公課	5,244,000	0	5,244,000
支払負担金	720,000	0	720,000
委託費	170,229,000	0	170,229,000
研修費	110,000	0	110,000
雑費	428,000	0	428,000
貸倒引当金繰入額	15,000	0	15,000
管理費	[0]	[5,025,955]	[5,025,955]
人件費	(0)	(4,479,786)	(4,479,786)
役員報酬	0	2,166,000	2,166,000
給与手当	0	1,095,000	1,095,000
賞与引当金繰入額	0	240,349	240,349
臨時雇賃金	0	324,953	324,953
福利厚生費	0	45,300	45,300
法定福利費	0	608,184	608,184
その他管理費	(0)	(546,169)	(546,169)
会議費	0	50,000	50,000
地代家賃	0	44,621	44,621
旅費交通費	0	135,000	135,000
通信運搬費	0	127,000	127,000
消耗品費	0	13,642	13,642
減価償却費	0	99,606	99,606
修繕費	0	1,000	1,000
印刷製本費	0	300	300
図書費	0	2,000	2,000
光熱水料費	0	19,000	19,000
支払手数料	0	1,000	1,000
賃借料	0	6,000	6,000
委託費	0	23,000	23,000
研修費	0	24,000	24,000
経常費用計	2,279,003,879	5,025,955	2,284,029,834
当期経常増減額	△ 4,595,076	8,749,427	4,154,351
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 4,595,076	8,749,427	4,154,351
他会計振替額	4,020,000	△ 4,020,000	—
当期一般正味財産増減額	△ 575,076	4,729,427	4,154,351
一般正味財産期首残高	28,892,033	108,159,299	137,051,332
一般正味財産期末残高	28,316,957	112,888,726	141,205,683

正味財産増減予算案書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
II 指定正味財産増減の部			
特定資産運用益	[5,244,547]	[2,697,895]	[7,942,442]
特定資産受取利息	(5,244,547)	(2,697,895)	(7,942,442)
受取出資金引当資産受取利息	0	450,231	450,231
担い手確保育成基金引当資産受取利息	5,244,547	2,247,664	7,492,211
一般正味財産への振替額	[△ 14,406,906]	[△ 5,808,000]	[△ 20,214,906]
一般正味財産への振替額	△ 14,406,906	△ 5,808,000	△ 20,214,906
当期指定正味財産増減額	△ 9,162,359	△ 3,110,105	△ 12,272,464
指定正味財産期首残高	487,398,467	254,750,379	742,148,846
指定正味財産期末残高	478,236,108	251,640,274	729,876,382
III 正味財産期末残高	506,553,065	364,529,000	871,082,065

【附属資料】

(当該事業年度開始の日における認定法第7条第1項第3号に掲げる事項を記載した書類)

第5 公益目的事業の種類及び内容

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容
公 1	宮崎県の農業の振興を図る事業

(注)収益事業等は、実施していない。

〔1〕事業の概要について

1) 農地保有合理化の促進に関する事業

(事業の内容と目的)

・農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法に規定された事業であり、当社は、宮崎県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において本県の区域を事業実施地区として農地中間管理事業及び農地保有合理化事業を行う法人として位置付けられており、また、事業規程の承認を受け公示されております。この事業は、(1) 農用地等の所有者から農用地等を買入れ、又は借受けて、中間保有・再配分して、認定農業者、認定就農者等の農業経営の担い手に対し、売渡し、交換し、又は貸付ける農地売買等事業 (2) 農地売買等事業を補完し、離農農家や規模縮小農家が保有する農用地等を担い手に再配分するため、公社が離農農家や規模縮小農家から農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受け等を行う農地売渡信託等事業 (3) 土地持ち非農家や不在村農地所有者が保有する農用地等を担い手に賃貸借による貸付けを行うため、公社がこれらの農用地等の所有者から貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う農地貸付信託事業 (4) 農業生産法人を対象にして、農地売買等事業により買入れた農用地等を現物出資し、当該法人の経営体質の強化を図る農業生産法人出資育成事業 (5) 農地売買等事業により買入れ又は借り受けて保有する農用地等を利用して、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業技術や経営方法を实地に習得させることを目的とした研修等事業の5つの事業の総称であります。また、関連事業として農作業受託の促進、簡易な土地基盤整備、農業用機械・施設の導入など、農用地、農作業の利用集積を図り効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保を行うことを目的としております。

(事業実施のための財源)

- ・宮崎県からの補助金、受託料等
- ・金融機関及び全国農地保有合理化協会からの借入金

(業務委託)

・事業の重要な部分の委託は行っていないが、事業規程に基づき土地等の位置及び権利関係、登記等手続きに必要な書類の収集等を市町村等に委託している。

2) 農業の担い手の確保・育成に関する事業

(事業の内容と目的)

・「農業経営基盤強化促進法」に規定された事業であり、当社は、宮崎県が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において、宮崎県の就農促進の拠点となる県青年農業者等育成センターとして位置付けられており公表されております。この事業は、(1) 就農を目指している農業高校の生徒や県立農業大学校の研修生に対し無利子の奨学金の貸与、新規就農予定者等の就農や新たな知識・技術の習得等のための研修に係る経費の助成、農地の賃借料や施設・機械等のリース料並びに施設等取得のための資金借入に伴う保証料等就農初期の負担軽減のための助成を行う助成事業 (2) 県内外の就農希望者からの就農相談を受け、体験・研修の場の提供又は紹介し、また農業法人等への就職情報の提供、農業法人から独立して就農を希望する者の支援等を行う就農相談等の事業などで、青年農業者等とその他農業を担うべき者の確保・育成に資するための支援を目的としております。

(事業実施のための財源)

- ・ 宮崎県からの補助金等
- ・ 寄付金で造成された基金の運用益

(業務委託)

- ・ 事業の重要な部分の委託は行っていない。

3) 就農支援資金の貸付けに関する事業

(事業の内容と目的)

・「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」附則第9条の規定に基づく旧「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に規定された事業であり、当社は、就農支援資金の貸付け等を行う団体として指定されております。この事業は、次代を担う青年や中高年の新規者の就農を促進するため、農業技術の習得に向けた研修や資格の取得、就農先の調査、住居の移転等就農準備に係る資金の貸付を行う事業で、青年農業者等とその他農業を担うべき者の確保・育成に資するための支援を行うことを目的としております。

(事業実施のための財源)

- ・ 宮崎県からの借入金

(業務委託)

・ 事業の重要な部分の委託は行っていないが、業務規程に基づく就農支援資金の申請書等の受付及び交付、償還金の収納等の業務を金融機関に委託している。

4) 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業

(事業の内容と目的)

・戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱で定められた事業であり、当社は、事業主体として九州農政局長の承認を受けております。この事業は、畜産の担い手等の事業参加農家と関係市町村及び当公社との契約のもと、飼料畑の造成・整備改良、家畜保護施設の整備及び牛の貸与等を行う草地畜産基盤整備事業で、効率的かつ安定的な経営体、担い手の育成を行うことを目的としております。

(事業実施のための財源)

- ・宮崎県からの補助金等
- ・事業参加者からの委託料

(業務委託)

・事業の重要な部分の委託は行っていないが、実施地区の計画及び権利の確認、設計審査及び工事の施工監督の補助業務を市町村に委託している。

5) 農商工連携等の推進に関する事業 (休止)

(事業の内容と目的)

・当社は、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援する窓口としてサポートセンターの業務を担っております。この事業は、(1)農林漁業者等の様々な課題に対応できる専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者等が6次産業化に取り組む上での課題に対応するものであり、農産物等の地域資源を有効活用して、農村地域における雇用の確保と所得の向上を図ることが目的です。また、農業者と商工業者の農商工連携を促進するため、関係機関と連携して、相談窓口の整備、担当部署や対象事業の紹介、専門家の対応要請、情報の提供などを継続的に行う農商工連携等推進活動に取り組むとともに、(2)農業法人や農業団体が食品加工メーカーや量販店などとの業務・加工用農産物の契約取引の拡大を支援するための助成事業、(3)農業に参入しようとする企業が、県内の農業法人や農業団体等と連携して、新たなビジネスモデルを創出することに対し助成を行うとともに、本県への農業参入に関する情報の提供を行う事業も実施しております。

(事業実施のための財源)

- ・宮崎県等からの補助金等
- ・宮崎県から造成された基金

(業務委託)

・事業の重要な部分の委託は行っていないが、6次産業化に取り組む農林漁業者等の相談に対応して、課題の解決に必要な助言を専門家に委託している。

定款では、これらの事業を総合的に実施して宮崎県における農業の振興を図ることを目的としており、農業を通じ地域社会の健全な発展に寄与するものと考えておりますので、一つの事業としてまとめて申請いたします。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号～第4号、第6号
事業の種類	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業	就農相談・新規就農希望者に対する農作業の体験・研修、就農・研修準備のための資金貸付け、就農後の初期負担の軽減を行うことで「勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業」であると考えます。
国土の利用、整備又は保全を目的とする事業	農用地の再配分・造成整備並びに畜産の環境整備を行うことから「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」にも該当すると考えます。
地域社会の健全な発展を目的とする事業	本事業は、種々の手法を駆使して、宮崎県の農業の振興を図ることを目的としており、農業の振興が宮崎県の発展に寄与する点において、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」であると考えます。
一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業	更に農業を支援することで食料の生産性の向上につながり「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」でもあると考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当する区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
1～17の事業区分に該当しない事業	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(対象事業)</p> <p>・農地保有合理化の促進に関する事業について(事業の目的)</p> <p>・当社が売買、貸借等による農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を促進することで、食料自給率の向上及び生産振興に資し、本県農業の持続的な発展に寄与することを目的としており、不特定多数の県民の利益の増進への寄与が主たる目的であるのは明らかであると考えます。また、当該事業は、定款に記載し公開しております。</p> <p>(事業の合目的性)</p> <p>ア. 受益の機会の公開 本事業の対象となる農用地の出し手である所有者は、特定の個人・団体ではない。また、当該農用地の受け手は、自ら農業経営基盤の強化を図り、農業経営の改善を行う認定農業者等である。これらの担い手農業者を確保・育成し、本県農業と農業生産の振興に寄与することは、本県全体の利益の享受する機会が開かれていると考えます。</p> <p>イ. 事業の質を確保するための方策 農業の権利移動に係る法律及び手続きは、複雑かつ多岐に渡り、担当職員は、法律の見識が求められるため当会社では経験豊富な職員を配置しています。また、農地に係る専門部署である市町村及び市町村農業委員会を窓口として、これらの業務を行うことで、事業の質の向上を図り、また地域駐在員を配置し、地域に密着した事業展開を図っていると考えます。</p> <p>ウ. 審査、選考の公正性の確保 当該事業は、案件毎に公社内に設置した審査会における審査並びに市町村農業委員会の総会における審査又は県知事の認可を得て行うことで、一層の公正性が確保されていると考えます。</p>	

<p>資金貸付、債務保証等</p>	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。 3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。 4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。 5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。) 6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>(対象事業) 就農支援資金の貸付けに関する事業について (1)「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に規定する無利子資金の貸付けを行い、農村における青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化等不特定多数の者の利益の増進に寄与した。また当該事業は、定款に記載し公開しております。 (2)「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、事業目的に即した無利子資金の貸付けを行った。 (3) 県及び市町村並びに農業関係団体を窓口として、就農の意思を持ち資金の貸付けを希望する者を広く募集していたことで機会が開かれていたと考えます。 (4)該当なし (5)事業報告書等に貸付件数、金額等を記載し、公表していた。 (6)県、県立農業大学校、農業団体と当公社で組織する審査機関を設け貸付の審査を行い、また貸付け又は回収等の一部を専門の金融機関に委託して適正に行っていた。</p>	<p>現在、制度の改正により新たな貸付は、行っていないが、既貸付者からの償還に伴う事務を継続して実施している。</p>
<p>相談、助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(対象事業) 農業の担い手の確保・育成に関する事業 (就農支援対策事業について) (1)効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業の健全な発展に寄与することを目的として改正され「農業経営基盤強化促進法」の規定により県が定め「基本方針」において、就農促進のための拠点となる県青年農業者等育成センターに位置付けられており公表されております。また、就農を目指す勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的としており、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考えます。 なお、定款にも記載し公表しております。 (2)当公社は、宮崎県における就農相談・支援体制の総合窓口となり、地域段階や県外窓口と連携して、効果的な相談・支援活動を展開していると考えます。 また、県内外で開催された就農相談会等に本事業を担当する職員が参加し相談に応じたほか、専門の相談室を常時開設し、専門スタッフが電話や面接による相談に応じております。 (3)全国新規就農相談センター等関係機関・団体と相互に密接な連携のもと、専門的就農相談員を配置して相談に応じております。</p>	
<p>助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(対象事業) 農業の担い手の確保・育成に関する事業 (基金事業について) (1)新たな知識・技術の習得に係る研修費を助成し、農業経営開始時の初期負担の軽減を図るなど、新規就農者等の勤労意欲のある者に対する就農に向けた支援を行うことで、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。 また、定款にも記載し、公表する。 (2)本事業で助成した者は、就農を希望する者又はその者を支援する知識と経験を持つ個人、団体である。特定の個人や利害関係者等は対象としていない。 (3)(4) 本事業に係る申請や計画は、県、市町村、農業関係機関団体並びに教育関係者で組織する会議において審査しており、公正と考える。 (5)事業報告書等に、助成に係る件数、金額を記載し公表する。 (6)助成した個人、団体等からは事業実績の報告を受ける。</p>	

<p>1～17 の事業 区分に 該当し ない事 業</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(対象事業) ・畜産基盤整備及び畜産環境施設整備に関する事業について 畜産担い手育成総合整備事業・畜産環境総合整備事業 (事業の目的と実績) ・口蹄疫やBSEの発生を契機として、畜産物の安全性に対する関心が高まる中で、「安全」、「安心」、「安価な自給飼料の安定供給」を通じた畜産物の生産を推進することが強く求められ、一方で高齢化や口蹄疫で家畜を処分しなければならなかった農家の経営再開の断念や遅れにより畜産農家等が減少する中で、今後とも安定的な畜産物の生産を図るため、効率的かつ安定的な経営体や担い手を支援したことで、不特定多数の県民の利益の増進に寄与したと考えます。 (事業の合目的性) ア. 受益の機会の公開 本事業に参加する環境と調和のとれた農業生産活動を実践し、畜産経営を行う担い手農業者を確保・育成し、本県農業と農業生産の振興に寄与したことは、本県全体に利益の享受する機会が開かれていると考えます。 イ. 事業の質を確保するための方策 畜産基盤、施設の整備は、環境整備や土木、建築並びに家畜等の複雑かつ多岐に渡る知識が必要となり、担当する職員は、見識が求められる。当会社では、経験豊富な職員と専門技術を有する職員が連携して業務を行った。また、市町村の畜産に係る専門部署を窓口として、これらの業務を行うことで、事業の質を保ち地域に密着した事業展開を図った。 ウ. 審査、選考の公正性の確保 当該事業は、地域の計画を市町村の協力を得て県が策定し、更に個別の計画を事業参加者の希望をもとに市町村、農業関係団体の協力を得て、当会社で策定している。また実施については、国の承認を得て行っており、一定の公正性が確保されていると考えます。</p>	
<p>助成 (応募 型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(対象事業) 農商工連携等の推進に関する事業 (農業法人の経営力強化を支援する事業) (1)業務用農産物の産地化を図るため、水田裏作の活用、農地の集積など地域の農地を有効活用し、多様な業務加工需要に対応できる農作業受託組織及び農業生産法人を育成することにより、時代に対応できる農業の振興を図ることを目的にしており、当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考えます。 (2)スーパーマーケット向けなどの業務用や食品製造メーカー向けなどの加工用で栽培面積を拡大する農業法人や生産者グループが応募対象であり、県、市町村、JA、農業法人が組織する団体等と連携し、事業の周知やPR活動に努めます。 (3)助成対象者や助成内容の選考は、県、農業団体、農業法人の組織する団体等で構成する委員会において、審査しており公正に行われると考えます。 (4)委員には、県や関係団体の担当部署や農業団体のマーケティングの専門部署の者が就任を予定しており、必要に応じ構成員以外の専門家の出席を求めるなど、適切に関与することとしております。 (5)会社の実績報告書等に、助成件数、金額等を記載し公表することとしている。 (6)事業実績が報告されることとしており、その実績を確認の上助成いたします。</p>	<p>(休止)</p>

<p>助成 (応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(対象事業) 農商工連携等の推進に関する事業 (他産業の農業参入を支援する事業) (1)多様な経営資源を持ち地域内外で生産・加工・流通・販売に携わる企業等と県内の農業者や農業団体が新しい連携を創出し、農業の高付加価値化や農業関連新技術の共同実証・普及等を促進することにより、農商工が連携したビジネスモデルの創出と実現を図ることを目的としており、当該助成による取り組みは、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと考えます。 (2)本県において農業へ参入する企業と県内の農業法人や農業団体とが連携した事業体が応募対象であり、県のHPで事業の内容を公開し、農業に参入する企業や県内の農業法人や農業団体とのマッチングや事業体の設立等の相談、計画書策定等の支援を行います。 (3)県の農政及び商工関係部局、県産業振興機構、農業関係団体で構成する委員会において審査し、公正な選考を図ります。 (4)審査委員会においては、専門家であるコーディネーターも委員となり、適正に関与します。 (5)マスコミに対するプレゼンテーションを行い、事業対象者及び事業の内容等を公表します。 (6)事業実施状況の報告を受け、実績を確認の上助成します。また、成果・目標の達成に遅れが生じた場合は、適切な措置を講じます。</p>	<p>(休止)</p>
<p>相談、 助言</p>	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(対象事業) 農商工連携等の推進に関する事業 (その他国及び県の施策に基づく事業) 6次産業化サポートセンター事業(6次産業化都道府県サポート事業)・6次産業化総合窓口設置事業 (1)県内の農林漁業者等が自ら加工、販売を行い経営の多角化を図る6次産業化や関係団体や企業等と連携し、他産業の力を地域に呼び込む農商工連携及び農業参入等を推進することにより、一次産業の経営強化と地域活性化を図ることを目的としており、6次産業化に取り組む農林漁業者等をサポートする窓口として経営改善に取り組む意欲の高い農林漁業者等を対象として、必要な経営改善戦略の作成及び実行に向けた支援を行います。 (2)専門家である6次産業化プランナーを県内17事業者等に派遣し、経営改善戦略の作成及び実行に向けた専門的支援を行い、また、当公社に6次産業化コーディネーターを配置し、6次産業化を目指す県内の農林漁業者等の相談・指導やプランナー派遣のコーディネートを行ない、機会は広く開かれていると考えます。 (3)6次産業化プランナーは、幅広い知識・見識を持つ人材であり、経営課題に応じ高度かつ個別専門的な人材を派遣し、助言などのサポートを行います。</p>	<p>(休止)</p>

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
農地保有合理化事業規程承認書	農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号口、第7条	宮崎県農政水産部地域農業推進課(令和7年度は、農村振興局担い手農地対策課)
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業指定法人の承認について	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙3 第4の2	九州農政局生産部畜産課
畜産環境総合整備事業の実施に伴う事業主体の承認について(通知)	地域自主戦略交付金交付要綱別紙25(畜産環境総合整備事業に係る運用)第1の4	宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課
宮崎県青年農業者等育成センターの指定について(通知)	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第5条第1項	宮崎県農政水産部地域農業推進課(令和7年度は、農村振興局担い手農地対策課)
農地中間管理機構指定認可書	農地中間管理事業の推進に関する法律第4条	宮崎県農政水産部地域農業推進課(令和7年度は、農村振興局担い手農地対策課)

Memo

